

平成16年12月1日に成立した犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）第3条第3項は、「犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。」と規定している。

犯罪被害者等は、犯罪等により、それまで享受していた平穏な生活が破壊され、本来有している能力も阻害され、自らの力だけでは回復困難な状況に陥ることとなる。そうであっても、犯罪被害者等は、自らが直面する様々な困難に立ち向かい、それらを乗り越えていかなければならないが、深刻な被害の影響により、平穏な生活を回復するまでには長期間を要し、また、時間の経過とともに直面する問題が様々な変化し、それに伴い必要とされる支援内容も変化する。さらに、必要な支援の時間的な変化のほか、犯罪被害者等は、様々な理由により、犯罪被害に遭った地域から転居したり、旅行者がたまたま旅行先で犯罪被害に遭うなど、犯罪被害者等が地理的に移動することがある。

こうした事情がある中で、適用される制度や担当する機関が様々な替わることや活動区域の制約により、制度や組織の継ぎ目に陥

り、必要な支援等が途切れることがある。

犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が直面するその時々々の困難を打開することにだけ注目するのではなく、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになることに視点を置いて行うべきものである。施策の実施者は、制度や担当機関等が替わっても連続性をもって当該犯罪被害者等に対する支援等が行われるよう、また、犯罪被害者等の誰もが、必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるよう、途切れることのない支援等を実施していく必要がある。

こうした観点から、犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定。以下「第1次基本計画」という。）及び第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定。以下「第2次基本計画」という。）では、個々の施策の策定・実施や連携に際し、実施者が目指すべき方向・視点を示すものである4つの基本方針のうちの一つとして「途切れることなく行われること」を設定し、関係機関・団体の連携による支援等の充実をうたっている。

本特集では、第2次基本計画の下、関係機関・団体が相互に連携協力し、犯罪被害者等に途切れることのない必要な支援等を提供するための取組について紹介する。

第1節

関係機関・団体の総合的な連携による支援

1 被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク

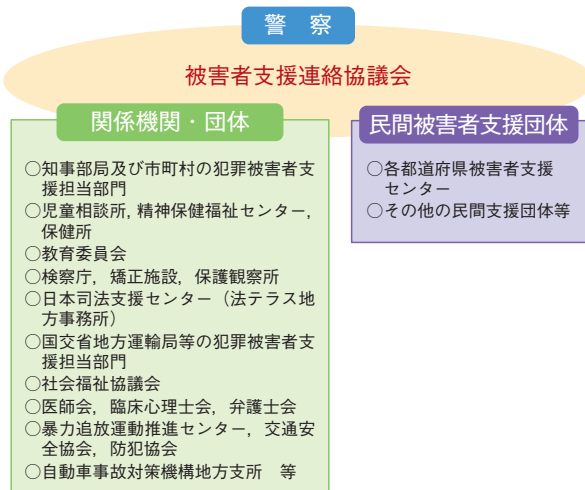
犯罪被害者等が支援を必要とする事柄は、生活、医療、公判に関する対応等極めて多岐にわたるため、警察のほか、検察庁、弁護士会、日本司法支援センター、医師会、臨床心理士会、地方公共団体の担当部局、県や市の

相談機関や民間被害者支援団体等による「被害者支援連絡協議会」が全都道府県単位で設立され、犯罪被害者支援のための相互の連携を図っている。

このほか、個々の事案において、犯罪被害

者等の具体的なニーズを把握し、よりきめ細かな総合的支援を行うために、警察署等を単位とした連絡協議会（被害者支援地域ネットワーク）が各地に構築されており、その数は、平成26年4月1日現在、1,126となっている（P80【施策番号154】参照）。

警察と関係機関・団体等とのネットワーク



提供：警察庁

被害者支援連絡協議会の構成機関・団体
（平成27年4月1日現在、47都道府県中の数値）

構成機関・団体	都道府県数
都道府県主管課	47
都道府県の機関（教育関係）	44
婦人相談所、男女共同参画センター、女性相談センター	41
児童相談所	41
精神保健福祉センター	40
都道府県警察	47
地方検察庁	47 [*]
保護観察所	46
都道府県労働局	15
地方運輸局	45
管区海上保安部	24
犯罪被害者支援団体	47
社会福祉協議会	11
臨床心理士会	46
弁護士会	44
日本司法支援センター地方事務所（法テラス）	47
医師会・歯科医師会・婦人科医会等	44
暴力追放運動推進センター	47
交通安全協会	38
防犯協会	38
自動車事故対策機構地方支所	26
その他関係団体	47

※オブザーバーとして参加の地方検察庁も含む。
（注）内閣府から各都道府県（知事部局施策主管課）に対し、被害者支援連絡協議会の構成機関の確認を行い、取りまとめたものである。

コラム1

犯罪被害者等早期援助団体

○ 犯罪被害者等早期援助団体とは

犯罪被害者等早期援助団体とは、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和55年法律第36号。以下「犯罪被害者支援法」という。）第23条に基づき、犯罪被害者等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるよう支援するための事業を適切かつ確実に行うことができると認められる非営利法人であって、都道府県公安委員会が指定します。

平成14年5月に、全国で初めて被害者支援都民センター（22年8月に公益社団法人に認定）が東京都公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されています。27年4月1日現在では、46都道府県46団体がそれぞれ、都道府県公安委員会から犯罪被害者等早期援助団体として指定されています（指定団体はP208資料9参照）。

○ 犯罪被害者等早期援助団体の活動

犯罪被害者等早期援助団体は、

- ①犯罪被害者等に対する援助の必要性に関する広報活動及び啓発活動
- ②犯罪被害等に関する相談
- ③犯罪被害者等給付金の裁定の申請補助
- ④物品の供与又は貸与、役務の提供その他の方法による犯罪被害者等の援助

の事業を行うこととされており、各地の犯罪被害者等早期援助団体が、犯罪被害者等の支援にあたっています。

また、犯罪被害等を受けた直後の犯罪被害者等は、混乱やショック状態にあつて、自ら必要性を判断して援助を要請することが困難な場合があります。そのため、犯罪被害者等早期援助団体が犯罪被害者等に対して能動的にアプローチして援助を行うことができるよう、警察本部長等は、犯罪被害者等早期援助団体の求めに応じ、犯罪被害者等早期援助団体に対し、犯罪被害者等の同意を得て、当該犯罪被害者等の氏名及び住所その他当該犯罪被害の概要に関する情報を提供することができることとされています（犯罪被害者支援法第23条第4項）。

この規定により、犯罪被害者等早期援助団体が、被害後の早い段階から警察を始めとする関係機関・団体と連携した支援を行うに当たり、支援の必要性を自ら判断することが困難な犯罪被害者等に能動的にアプローチすることを可能とし、犯罪被害者等が同団体に自らの犯罪被害を繰り返し説明することに伴う精神的負担を解消することが可能となっています。

犯罪被害者等早期援助団体

犯罪被害者支援法第23条に基づき、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活ができるよう支援するための事業を適正かつ確実に行うことができると認められる非営利法人（例：各都道府県被害者支援センター）を、当該法人の申出により、都道府県公安委員会が指定

